

はつかいち 21

平成30年11月号

発行人 支部長 星野 泰輝
編集責任者 広報部長 田尾 幸二

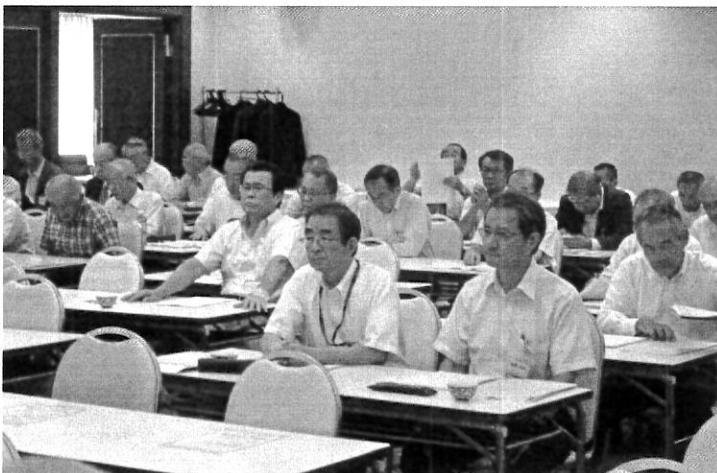
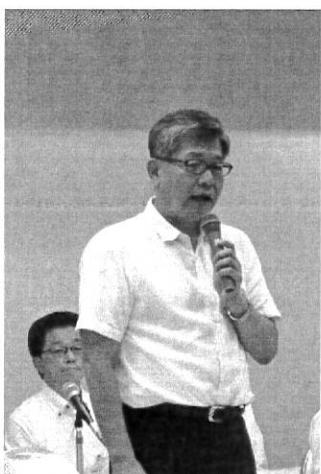
一 廿日市税務署との連絡協議会が開催されました

日 時 平成30年9月12日（水）午後3時20分～午後5時

場 所 広島サンプラザ 2階

議 案 平成30年度における税務実務上の当面の諸問題について
なお、同日午後1時30分から午後3時にかけて研修会が開催さ
れました。

講師 廿日市税務署 資産税課税部門 統括調査官 河村 良則様
テーマ「譲渡所得（上場株式及び非上場株式）」
ありがとうございました。



二 連絡協議会の税理士会提出議題と、廿日市税務署の回答について

税理士会議題提出者	議題1 青木 春好 副支部長 議題2 林谷 悟 副支部長 議題3 杉山 謙一郎 副支部長 議題4 杉山 謙一郎 副支部長
税務署回答者	議題1 寺本 正昭 副署長 議題2 津室 孝之 個人課税第一部門 統括国税調査官 議題3 寺本 正昭 副署長 議題4 和田 俊一 管理運営第一部門 統括国税徴収官

1 税務調査について

私ども税理士は、税務調査は、すべての納税者の適正申告の推進及び租税負担の公平を図ることなどの理由から必要なものと理解し、税務調査に対して真摯に協力致しております。

そうした中、税務調査については、今までの協議会においてたびたび議題として提出していますが、この度は次の3点ほど議題にあげさせて頂きます。

(1) 調査期間について

私ども税理士が関与している多くの中小企業の納税者にとって税務調査を受けることは、業務に対して直接の影響が当然にありますが、当局におかれましては、税務調査は、納税者にとっては10年に一度あるかないかの非日常的なことであり精神的な負担も相当強いことを理解して頂きたいと思います。

いわゆる調査日数ではなく調査が開始されてから最終的に終了するまでの調査期間が、ここ数年伸びている傾向にあります。

税理士会が行っている税務調査に関するアンケートにおいても、直接調査を受けた日数に比較し調査期間が長いことが結果に表れています。

納税者の方々は、調査が終了するまでは精神的負担を抱えたまま業務に付かれているのが現状です。

当局におかれましては調査期間の実情について把握し、調査期間の短縮についてその改善策を真剣に考え実行して頂きますようお願いします。

《税務署回答》

税務調査については、適正かつ適法に実施するとともに、集中的かつ効率的に行い、できるだけ短期間で終了するよう平素から職員を指導しているところですが、取引形態が複雑である、あるいは帳簿書類の保存に不備があるなど個々の案件により、調査に日数が掛かる場合がありますので、引き続き納税者の方及び税理士の皆様とコミュニケーションを図りつつ、調査を実施するよう職員を指導してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

また、調査手続の法制化後、税務調査終了時の事務手続が長期化しているとの御指摘ですが、調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、法令の定めるところにより、調査結果の内容説明を行うこととなっています。

なお、調査結果の説明を行うためには、納税者の方及び税理士の皆様の主張・御意見を踏まえた上で非違内容を取りまとめる必要がありますので、質問調査の終了から調査結果の説明までの間に時間を要する場合があることを御理解いただきたいと思います。

いずれにしましても、更正決定等をすべきと認められない事案を含めまして、税務調査終了時の事務手続に当たっては、できるだけスムーズに行うよう、引き続き職員を指導していきたいと思います。

(2) 反面調査について

反面調査についても、たびたび議題に提出させていただいております。

私ども税理士も、反面調査がどうしても必要な場合があることも理解していますが、本日は反面調査の対象となった納税者の立場からお願ひを致します。

中小企業の納税者の方は、自己の調査又は反面調査があった際には、自分の業務を犠牲にして（つまり仕事を休んで）自らが調査担当者の方に応対しているのが現状です。

そのような中で反面調査を年に複数回受けられた納税者の方もおられます。

調査対象となっている納税者及び調査の担当者は異なっていても反面調査の対象となった納税者からみれば、自分の調査でもないにかかわらず、何度も仕事を犠牲にして対応しています。

当局におかれましては、反面調査をされる前にその取引内容等についてまずは納税者から充分な調査・聴取を行い、真に必要な反面調査に限定して行われることをお願いします。

また、そのため統括官をはじめとする幹部職員の方々は、単に取引金額を確認するような反面調査は控えるよう調査担当者に対して徹底した指導・監督を行って頂きますようお願ひします。

《税務署回答》

調査の過程において取引の真偽や事実関係を確認する必要がある場合、金融機関や取引先などの反面調査を実施しております。

また、反面調査に当たっては、取引関係者に理解を得て実施するよう努めておりますので、併せて御理解をいただきたいと思います。

なお、反面調査に限らず税務調査については、集中的かつ効率的に行い、できるだけ短期間で終了するよう、引き続き職員を指導していきたいと思います。

しかし、取引形態が複雑である、あるいは帳簿書類の保存に不備があるなど個々の案件により、反面調査に日数が掛かる場合がありますので、御理解をいただきたいと思います。

(3) 重加算税の賦課について

重加算税が賦課された事案について、未だに相当な不満があることがアンケートの結果にあります。

また、重加算税が賦課されたときの理由書の内容が担当者の説明時と若干の違和

感があるとの意見(内容が若干異なってきている)もあります。

そのような場合には、税理士として納税者の方に不服申し立てをするように勧めていますが、納税者の方は、不満はあるが調査期間が長くなっているので業務に対する影響が大きいからもう税務調査は終わってもらって本来の業務に専念したいと不服調査の選択をしない方が相当おられるとの意見もでています。

当局におかれましては、重加算税の賦課については納税者の説明及び税理士の意見なども十分に聴取して頂き納税者が納得いく賦課を行って頂くようお願いします。

納税者の方が納得なしに重加算税の賦課を受け入れるということは、税務当局に不信感をいだくこととなり、当局が言われる納税者の信頼が得られるような税務行政に反していることにもなりますので、重加算税の賦課に当たっては、相當に慎重な検討のもとで行って頂きたいと思います。

《税務署回答》

重加算税の賦課決定に当たっては、従来から納税者及び関与税理士の意見を十分に聴取した上で適正に行うよう、職員に対する指導を徹底しているところです。

また、重加算税の賦課決定に係る判断基準についても、国税通則法の改正により処分の理由を附記することが定められたことから、当局の判断の根拠となった事実を明確に示すよう、職員を指導しております。

当局といたしましては、今後も引き続き職員に対して、法令の定めるところにより重加算税の賦課決定を適正に行うよう指導してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

2 関係諸団体の指導について

わが国の申告納税制度は、納税者、税務当局、税理士会および商工会等関係諸団体の協力・理解により成り立っているものと思います。

しかし、過去には税務事業援助について、商工会と税理士会の基本的な認識相違から、日税連と中小企業庁及び全国商工会連合会との協議により、「小規模納税者に対する税務事業援助に関する申し合わせ」の協定が成立したと聞いております。

過去再三に渡り、本連絡協議会議題として「当該協定、申し合わせ及び法律等」の遵守徹底について税務当局から関係諸団体に対しての指導をお願いして参りましたが、残念ながら、今日までのところ改善された様子は見受けられません。

これら「関係諸団体・税理士会」は税務協力団体であります。税務当局に協力して適正公正な課税の実現に向けて、社会貢献を目指す団体なのです。その協力団体同士の認識の相違を克服すべく「協定」がなされたわけなのです。

所得税の確定申告においては、マイナンバーについての認識の取り組みが各商工会、商工会議所によって大きく差が出ていた現実があり、危惧するところであります。

これらの現実を踏まえ、税務協力団体が互いに円滑な協調体制が築けるよう、機

会があるごとに関係諸団体に対して、当該「申し合わせ」「法律」等の遵守と徹底について、更には、各団体による施策等に対する認識差が生じないように徹底したご指導頂ますようお願い申し上げます。

《税務署回答》

青色申告会及び商工会等関係諸団体に対する助言等の必要性や小規模納税者に対する税務援助の趣旨については、部内の会議・研修等を通じ、統括官等を含め承知しております。

併せて、各協定の遵守等については、協議会等で確認しているところであります。

今後におきましても、各協定に沿った円滑な運営が行なわれるよう、各団体の実情に応じた適切な助言等を行って参りたいと考えておりますので、相互の協調関係の推進が図られるよう、一層の御支援をお願いいたします。

3 無資格者の税理士行為に対する取り締まりについて

税理士には、有償無償にかかわらず税務に関する独占業務を法律で定められており、一定の専門的知識とその資質を税理士制度によって担保されております。

納税者は、この専門家としての税理士に対して、信頼・安心感を持てるわけで、無資格者による税務相談や申告業務あるいは名義貸しなどの行為は、税務行政や納税者に対して無用な混乱を招くこととなります。

当局におかれましては、無資格者の税理士行為や名義貸し等につきましては、是非とも厳しい取り締まりをなされることを要望致します。

《税務署回答》

税理士法第52条（税理士業務の制限）の規定に違反する者、いわゆる「にせ税理士」を放置することは、納税者に不測の損害を与えるおそれがあるばかりでなく、納税義務の適正な実現を妨げるとともに、税理士制度の適正かつ円滑な運営を阻害し、ひいては、税務行政に対する納税者の信頼を失墜させる危険性があります。

当局におきましては、従来から「にせ税理士」行為の未然防止に努めるとともに、違反行為が把握された場合には、厳正な対処を行ってきているところです。

今後も、中国税理士会廿日市支部の綱紀監察部との連絡・協調を密にして、「にせ税理士」に係る情報の交換を積極的に行うとともに、「にせ税理士」に厳正に対処することにより、税務行政及び税理士制度の信頼と秩序の維持に努めることとしておりますので、引き続き、御協力をお願いいたします。

4 資料せんについて

資料せんは、納税者及び税理士にとって過重な事務負担とならないよう、対象者・対象期間・業種・科目・金額及び提出時期等を適宜見直し、簡略化するようお願い致します。

なお、資料せんの活用については、資料提出者に不利益にならないよう、慎重に取り扱って下さい。

《税務署回答》

添付書類の内容の簡素化につきましては、納税者及び税理士の皆様に過重な負担とならないよう、毎年、検討を重ねているところです。

なお、添付書類の新規・改訂が必要となった場合には、従来どおり中国税理士会廿日市支部の皆様に事前の説明をさせていただきたいと思います。

また、各種法定外資料につきましては、適正・公平な課税の実現のために提出をお願いしておりますことから、引き続き御理解と御協力をお願いします。

おって、提出していただきました資料せんにつきましては、平素から慎重な取扱いをするよう職員を指導しているところでありますが、今後も引き続き指導を徹底してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、次の2項目につき、追加の質問がありました。

- ①資料せんについて
- ②e-Tax の手続きの変更について

三 メッセージボックスの閲覧に電子証明書が必要になる件 情報化対策部

e-Taxにおいては、従来よりIDとパスワードを入力することにより個人納税者のメッセージボックスを閲覧することができましたが、平成31年1月よりメッセージボックスを閲覧するために電子証明書（マイナンバーカード等）が必要になりました。

電子証明書を持たない個人納税者はメッセージボックスを見ることができないため、確定申告時において「申告のお知らせ」が確認できないという事態になります。

このままですると税理士業務に大きな影響があるため、税理士と個人納税者の委任関係を登録する機能を新たに設け、個人納税者に届いたメッセージを税理士のメッセージボックスに転送する仕組みが追加されました。

設定方法等は「中国税理士会ホームページ 会員専用ページ」(2018.8.31付) トピックスあるいは「税理士界」(2018.9.15付) 10~11ページ「e-Taxのメッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることについて」に記載がありますので御確認ください。

厚生部海上釣り堀での釣り大会

平成 30 年 10 月 9 日（火）開催



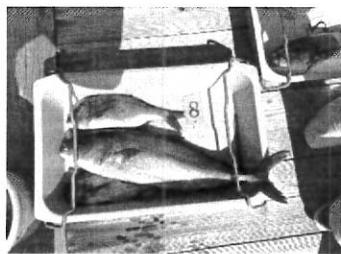
田原 昂



カンパチ釣ったどーーー!!!!

小学生以来の海釣りに参加することになり前日からワクワク。カッパ上下・帽子・長靴・サングラス・着替え・クーラーボックス・ゴミ袋など万全の準備をし参加しました。釣りを趣味にされる方からほとんどしない方まで 10 名が参加されており、釣りの知識がなくとも問題ない雰囲気に一安心。午前 9 時 30 分に小方港から阿多田島に向かい、阿多田島から漁船に乗り換え海上釣り堀へ。海上釣り堀は「牡蠣いかだ」のようなものかと思っていましたが、足場はしっかりしてお

り、またトイレまで完備されており楽しく釣りができる環境でした。釣りの開始とともに、すぐに鯛を釣り上げることができ、結果として鯛 2 匹・カンパチ 1 匹を吊り上げることができました。カンパチなどのアオモノが HIT すると、横に泳ぐため釣り堀に入れている竿を一旦上げてもらわなければならず、引く力が強いことや、糸が切れないかの心配事の他に、待たしてしまっている方がいることへの緊張感があり、釣りあげたときには達成感がありました。参加者の吊り上げ数として、真鯛約 50 匹・イシダイ 1 匹・シマアジ 1 匹・ハマチ 1 匹・カンパチ 1 匹という結果であり、参加者全員が楽しめるものであり、大変満足の結果となりました。



釣りあげた魚は、有料で捌いてもらうこともでき、ケースも有料で貰えるため、釣り道具などが何もなくても、釣りに必要なものはお金を出せばすべて対応してもらいました(笑)。

今回の参加では吊り上げ高数一番を逃してしまいましたので、次回開催時は一番を目指したいと思います(一番吊り上げた先生は 10 匹でした)。

今回の企画を企画・管理・運営してくださった先生方ありがとうございました。今後も会員の方々と楽しく厚生部の活動に参加したいと思います。





五 会員異動のお知らせ（敬称略）

1 入会

氏名	事務所所在地	電話番号
おだむら みづぐ 小田村 貢	〒731-5137 広島市佐伯区美の里 1 丁目 17 番 7-1706 号	082-921-1684

2 退会

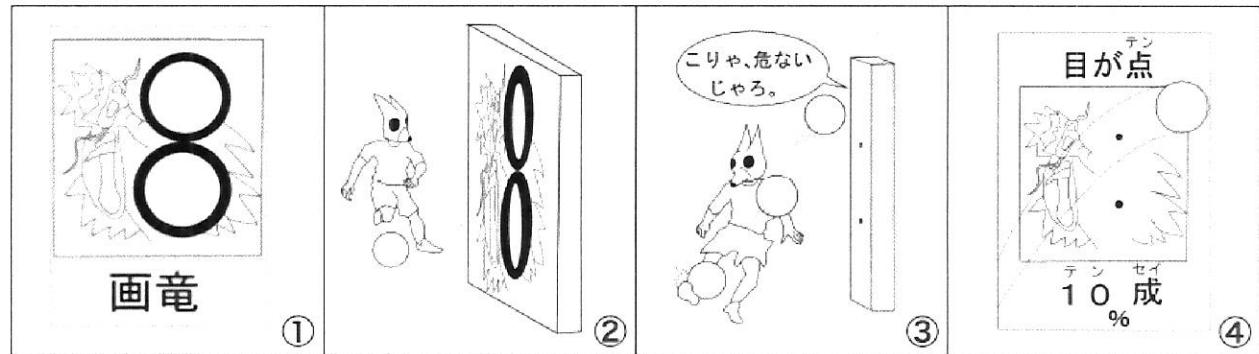
氏名	退会日	退会理由
にしもと ひろし 西本 弘司	平成 30 年 8 月 16 日	死亡

葬儀は、家族葬で行われたそうです。

3 転入

該当なし

四コマ漫画



税理士報酬等自動振替制度 利用登録キャンペーン のご案内

9月
10月 11月

9~11月の3ヵ月間は、税理士報酬等自動振替制度のキャンペーン期間といたします。
まだ登録をされていない組合員の方、既に税理士報酬等自動振替制度に登録されている組合員の方も、これを機会に是非ともご利用ください。(キャンペーン期間中、新規登録及び税理士報酬等自動振替制度を利用された方は、自動控に対する割引となります)

大変ご利用しやすくなっています。

1件当たりの
口座振替手数料 **170円**

期間中、税理士報酬等自動振替制度を利用された方の中から抽選で50人に、「ギフトセット」を差し
また、期間中、新規登録された組合員全員に1,000円分のクオカードをプレゼント

相談の中込みに関するお問い合わせ先
中西税理士協同組合 税理士報酬等自動振替係
TEL:082-246-0088
(受付時間 平日午後3時から午後5時15分まで)

操作システムの操作方法に関するお問い合わせ先
株式会社マイティネット サービスティスク
TEL:082-256-5612
(受付時間 平日午後3時から午後5時まで)